

## 平成31年度空気調和設備保守点検業務委託仕様書

### 1 名 称

平成31年度空気調和設備保守点検業務委託

### 2 場 所

滋賀県近江八幡市長光寺町1089番地4 滋賀食肉センター

### 3 履行期間

平成31年4月1日から2020年3月31日まで

### 4 目 的

滋賀食肉センターの本館棟、食肉関連棟、病畜処理棟の空気調和設備（エアコン）の年間保守点検整備業務および故障等による緊急対応。

### 5 業務内容

空気調和設備の保守点検整備業務

- (1) 現地空調機器設置場所および現状確認
- (2) 対象範囲

別紙空調機器保守点検対象リストのとおり

- (3) 機器各種点検および清掃

- ア 各室外機および室内機の点検
- イ 各室内機のエアコンフィルター清掃作業。
- ウ 各機器のフロンガス漏洩点検。

- (4) 現場安全管理および養生清掃
- (5) 点検報告業務
- (6) 故障等による緊急時の対応

- ア 原則として、故障等の原因および修繕については故障時当日に対応できることが望ましい。
- イ 故障した部品が故障時に在庫としてない場合には、取り寄せ等の手続きおよびその後の修理をできるだけ速やかに行うこと。

## 6 業務基準

- (1) 本業務は本仕様書等を遵守し業務を完了すること。また、業務に関する一切の責任を処理するものとする。
- (2) 本業務の実施に当たり、本業務に係る法令を遵守するほか、本仕様書に基づき、公益財団法人滋賀食肉公社の職員（以下、「職員」という。）による指示に従って本業務を完遂すること。

## 7 業務着手

- (1) 契約締結後直ちに工程、方法等を職員と事前に打合せを行い、承諾を受けた後業務に着手すること。
- (2) 原則として実施時間は下記のとおりとする。ただし、職員と協議により変更は可能とする。また、施設運営上、搬入ができない日もあるため、十分な打ち合わせを行うこと。

業務時間 平日と畜休場日または土日祝日 9:00 から 16:30 まで

- (3) 機器の搬入時期、方法等は、全て職員と協議し、これの承諾を受けてから行うものとする。
- (4) 本業務に必要な交換部品等は全て新品を使用し、輸送は最良な状態で行われること。
- (5) 納入時は職員と検品を行うこと。
- (6) 本業務に伴い既存設備機器の一時移設および復旧が発生する場合は、必要に応じて職員立会いのもと試運転を実施しなければならない。
- (7) 据付配置は、現場を熟知の上、機器の性質、離隔、耐震性等を考慮し、保守点検を安全に、かつ円滑に行うことができるよう配置するものとする。
- (8) 工事用水、工事用電力は構内既存の施設を無償で利用できるものとする。

## 8 技術施工

- (1) 定期点検および冷媒フロン類充填回収業の実施については以下に該当する有資格者であること。

ア 第一種冷媒フロン類取扱技術者

全ての機器の点検・充填・回収

イ 第二種冷媒フロン類取扱技術者

点検・充填については、圧縮機電動機又は動力源エンジンの定格出力が「空調は 25kW（約 33.5HP）以下」「冷凍冷蔵は 15kW（約 20.1HP）以下」の機器を対象

ウ 第一種フロン類充填回収業の都道府県許可

- (2) 当該業務にあたっては、施工箇所ならびにその周辺にある既設構造物、既設配管等に対して、支障をきたさないような施工方法等を定める。ただし、これにより難しい場合は職員と協議する。
- (3) 高所作業においては、安全帯、安全帽の着用を厳守する。

## 9 養生・後処理清掃

- (1) 施行作業範囲外に塵あい等が飛散しないよう養生する。
- (2) 作業中または合格後の引き渡しから、現場引払いに至るまでの作業現場の清掃に努めること。

## 10 業務報告

- (1) 業務完了後、職員による点検を受けること。
- (2) 点検結果報告書および業務完了報告書に記載して提出すること。

## 11 現場安全管理

- (1) 業務の実施に伴い、労働安全衛生法、その他関係法令、規則等を厳守し、労働者の安全ならびに災害防止のため、遺漏のないよう処置すること。
- (2) 資材や機器の搬入、搬出、荷卸しや荷揚げに際しては、職員と協議を行い、施設利用者や建築物その他施設に損害を与えないよう、また施設運営についても支障のないよう安全かつ十分に注意して行わなければならない。
- (3) 同一場所で別契約の関連工事が行われる場合で、監督職員より労働安全衛生法に基づく指名を受けたときは、同法に基づく必要な措置を講ずる。
- (4) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他関係法令等に定めるところによるほか、建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）（平成 5 年 1 月 12 日付け 建設省経建発第 1 号）に従うとともに、建築工事安全施工技術指針（平成 7 年 5 月 25 日付け 建設省営監発第 13 号）を参考に、常に業務の安全に留意して現場管理を行い、施行に伴う災害及び事故の防止に努める。

## 12 成果品

請負者は上記 5 の業務内容の成果物について以下のとおり契約担当者に提出すること。

業務報告書 紙媒体提出

## 13 その他

- (1) 本業務において発生する廃棄物等は、関係法令を遵守して適正に処理すること。
- (2) 要請に応じて製品等の取扱説明を行うこと。

- (3) 本仕様を満たさない備品等であることが発見された場合は、無償で本仕様を満たす備品等に交換すること。
- (4) 本仕様書に明記なき事項については公社の担当者と協議の上、定めることとする。

以上